平成２６年（フ）第２５２号
北海道亀田郡七飯町大川２丁目27番10号
債務者　太田　　進
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２７４号
函館市住吉町２番22号
債務者　森木章太郎（旧姓川中）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２８４号
愛知県岡崎市青木町11―７　マンション清206、住民票上の住所沖縄県那覇市東町４番12号　東壱番館302
債務者　本永　勝徳
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９６号
愛知県岡崎市洞町字五位原79番地２　サンハイム夢来４―Ａ
債務者　平原　正典
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０７０号
大阪市住之江区御崎６丁目２番22―803号
債務者　森本　孝憲
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１６９号
大阪府大東市深野５丁目20番８号　ハイローズ２号館103号
債務者　西辻　月子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３３２号
大阪府豊中市東豊中町５丁目23番９―203号、事業所所在地大阪府豊中市上新田３丁目２番７号
債務者　ＳｉＬＢａｒ　Ｂｕｌｌこと　山下　惠子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５０４号
大阪市旭区赤川２丁目15番14号　アンプルールフェールルージュ206、前住所大阪市旭区生江３丁目13番５―701号
債務者　瀧本　　洋
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６２６号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ30―401号
債務者　治田久美子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６４６号
大阪府門真市上島町18番１―204号
債務者　木村直樹こと　朴　　直樹
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６４７号
大阪府門真市上島町18番１―204号
債務者　木村　沙耶
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６５５号
大阪府豊中市熊野町１丁目11番15―105号
債務者　田中　賢治
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８５４号
大阪市西区北堀江４丁目12番10―1314号
債務者　出海静妃こと　金　　静妃（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８６８号
大阪府堺市中区辻之1401番地43
債務者　加藤　淳子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９２６号
大阪市西区九条南２丁目27番３―1104号
債務者　濵沖　和枝
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９７３号
大阪府豊中市東泉丘２丁目７番２―301号、前住所大阪府吹田市山田西１丁目28番Ａ16―305号
債務者　來間　浩二
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０４７号
大阪府高槻市日向町32番４号　パライッソはやし７―Ｂ号
債務者　菊池　　勉
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部